平成３０年（フ）第５０３号
埼玉県桶川市若宮２丁目８番11号
債務者　株式会社ヤハタ
代表者代表取締役　中川　正泰
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　高明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午前11時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１７９４号
大阪府東大阪市本町15番10号
債務者　有限会社岡本商店
代表者代表取締役　岡本　圭右
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原明日香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９２５号
大阪市阿倍野区阪南町６丁目１番５号
債務者　株式会社フローラ・生活
代表者代表取締役　上田　孝久
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩田　祐大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第２５５号
北九州市八幡西区紅梅２丁目４番12―307号
債務者　矢野　数也
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川原　秀範
4　破産債権の届出期間　平成30年６月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月６日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第９２号
山梨県甲府市上小河原町1210番地42、前住所山梨県中巨摩郡昭和町西条495番地４
債務者　黄廣保こと　ＶＯＮＧ　ＣＯＮＧ　ＢＵＵ
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀内　寿人
4　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３１号
福島県いわき市内郷宮町宮沢61番地の141
債務者　八木幸三郎
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湊　　一将
4　破産債権の届出期間　平成30年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第３７号
鹿児島県鹿屋市野里町2652番地
債務者　井手　伸也
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　泉　　宏和
4　破産債権の届出期間　平成30年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午後３時
6　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第３９号
釧路市桜ケ岡２丁目５番６号　メゾンドゥスズキ202号室、申立前の住所釧路市興津４丁目26番10号
債務者　山田　幸弘
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　翔太
4　破産債権の届出期間　平成30年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第３４号
青森市港町１丁目17番３号
債務者　倉光　優子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹本　真紀
4　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月１日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７３号
青森市大字新城字平岡140番地
債務者　中川ヱリ子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上雄一郎
4　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４８８号
名古屋市瑞穂区内浜町７番３号　タウニー内浜202号
債務者　石橋　知佳
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　　弦
4　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月７日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９号
千葉県香取郡東庄町笹川い5451番地３（コーポメープル201号室）
債務者　山本　麻衣
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　　巌
4　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月２日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成３０年（フ）第１６９８号
大阪府池田市井口堂２―７―７豊和苑120、住民票上の住所大阪市淀川区新高１丁目13番40―606号
債務者　出口　文子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗田　圭司
4　破産債権の届出期間　平成30年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５４３号
名古屋市緑区有松3011番地
債務者　後藤　好子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　　郁
4　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２６４９号
東京都江戸川区北小岩６丁目14―７―401
債務者　吉田　　勇
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古澤　陽介
4　破産債権の届出期間　平成30年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月２日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
東京地方裁判所民事第20部